公立大学法人高崎経済大学における競争的資金等の不正使用に係る調査 手続き等に関する取扱規程

> 平成23年度 規程第145号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学における競争的資金等の運営及び管理に関する規程(平成23年度規程第143号)第9条第2項に基づき、高崎経済大学(以下「本学」という。)における競争的資金等の不正使用(以下「不正使用」という。)に係る調査手続き等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
  - (1)競争的資金等 国又は国が所管する独立行政法人等(以下「配分機関」という。) から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金
  - (2)研究者等 本学の専任教員その他の本学の競争的資金等の運営及び管理に関わるすべての者
  - (3) 不正使用 実態とは異なる謝金等の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求、その他関係法令、競争的資金等の資金配分機関の定め及び本学の関係 規程等に違反した研究費の使用

(通報窓口の設置)

- 第3条 本学における競争的資金等の不正使用に関する通報窓口は、研究グループ内に設置し、研究グループリーダーが通報窓口の責任者(以下「責任者」という。) となる。
- 2 学長は、通報窓口及び通報並びに通報に関する相談方法その他必要な事項を学内外に公表する。

(通報の取扱い)

- 第4条 不正使用に関する通報の方法は、書面、電話、FAX、電子メール及び面談によるものとする。
- 2 前項の通報は原則として、通報した者(以下「通報者」という。)の氏名、所属、 住所等並びに不正使用が疑われる研究者等(以下「対象研究者等」という。)の氏

- 名、不正使用の態様等、事案の内容及び不正使用とする合理的な根拠が明示された ものを受け付けるものとする。ただし、匿名による通報でも、信憑性が認められる 場合には、通報者による通報に準じて取扱うことができる。この場合において、当 該通報者に対して第9条第3項に規定する通知は行わないものとする。
- 3 責任者は、不正使用に関する通報を受け付けたときは、速やかに学長に報告する とともに、通報窓口を通じて、通報を受け付けた旨、通報者に通知するものとする。 この場合、通報者に対して、さらに詳細な情報の提供又は当該通報に基づいて行う 調査等への協力について依頼することができる。

(予備調査)

- 第5条 学長は、前条第3項による報告を受けたときは、30日以内に予備調査の要否を配分機関に報告するとともに、対象研究者等が所属する学部長(以下「学部長」という。)に、次の各号に掲げる事項について当該調査の実施を指示するものとする。
  - (1) 不正使用の可能性
  - (2) 不正使用とする根拠の合理性
  - (3) その他必要と認める事項
- 2 前項に基づき、学部長は、予備調査実施の指示を受けた日から、30日以内にそ の調査結果を学長及び研究担当副学長に報告するものとする。
- 3 学部長は、次の各号に掲げる事項を予備調査の結果報告と同時に学長に述べることができる。
- (1) 第7条に規定する調査の要否に関する事項
- (2) 通報の信憑性に関する事項
- 4 学長は、予備調査の結果報告に基づき、通報に係る不正使用が認められないと判断したときには、通報窓口を通じて、その旨を通報者に通知するものとする。

(調査委員会の設置)

- 第6条 学長は、前条に規定する予備調査の結果により、不正使用の可能性が高いと 報告を受けたときは、速やかに不正使用調査委員会(以下「委員会」という。)を 設置して事実関係を調査しなければならない。
- 2 学長は、調査の実施に際し、方針、対象及び方法について配分機関に報告又 は協議しなければならない。
- 3 委員会の委員は、次の各号の委員をもって組織する。
- (1) 学長が指名する副学長

- (2) 前号の副学長が指名する教員対象 若干人
- (3) 事務局長
- (4) 研究グループリーダー
- (5) 法律、会計の専門的知識を有する学外の者 若干人
- (6) 前各号に掲げる者ほか学長が必要と認める者 若干人
- 4 前項第5号に掲げる委員は、本学、通報者又は対象研究者等と直接の利害関係を 有しない者でなければならない。
- 5 委員会の委員長は第3項第1号に掲げる副学長をもってあてる。 (調査等の実施)
- 第7条 委員会は、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等(以下「不正使用の有無等」という。)について調査するものとする。
- 2 委員会は、次の各号の手順に従い調査等を実施するものとする。
- (1) 対象研究者等及びその関係者又は通報者からの事情聴取
- (2) 支出に係る会計書類等の証拠の収集及び分析
- (3) 支出の相手方からの事情聴取
- (4) 本学及び競争的資金等の配分機関の使用ルールとの整合性の調査
- (5)調査結果の取りまとめ
- (6) 当該調査の対象となる研究活動に対する制限に関する意見具申
- (7) その他必要と認める事項の調査
- 3 委員長は、委員会の調査の進捗状況について、学長に報告しなければならない。 (調査協力)
- 第8条 対象研究者等は、委員会の調査に積極的に協力しなければならない。
- 2 対象研究者等は、委員会に虚偽の申告をしてはならない。 (認定等)
- 第9条 委員会は、調査結果に基づき、不正使用の有無等について認定を行い、調査 結果を学長に報告しなければならない。
- 2 前項に関わらず、委員会は、不正使用の事実が一部でも確認された場合には、調 査の過程であっても、速やかに認定し、学長に報告しなければならない。
- 3 学長は、第1項の報告を受けたときは、その調査結果について、通報者及び対象 研究者等に通知するものとする。
- 4 学長は、予備調査の結果、委員会の調査の進捗状況、調査結果等について、教育

研究審議会に報告するものとする。

(調査結果の報告等)

- 第10条 委員長は、委員会設置の日から120日以内に、調査結果をまとめた報告 書を作成し、関連資料を添えて速やかに学長に報告しなければならない。
- 2 学長は、前項の報告に基づき、不正使用があったと認められたときには、第4条 第3項による通報を受け付けた日から210日以内に、調査結果、不正使用発生要 因、不正使用に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理及び監査体制の 状況、再発防止計画等を含む報告書を配分機関に提出しなければならない。ただし、 期限までに調査が完了しない場合にあっては、調査の中間報告を配分機関に提出し なければならない。
- 3 学長は、前条第2項の報告を受けたときは、速やかに配分機関に報告しなければ ならない。
- 4 学長は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、配分機関に調査の進捗状況を報告し、及び中間報告を提出しなければならない。

(措置)

- 第11条 学長は、前条第1項の報告を受けるまでの間、対象研究者等に対し当該調査の対象となる研究課題に係る研究費の支出停止等適切な措置をとることができる。
- 2 学長は、前条第2項による報告の結果、当該配分機関から不正使用に係る研究費 の返還命令を受けたときは、対象研究者等から当該金額を返還させるものとする。
- 3 学長は、不正使用の内容に応じ、公立大学法人高崎経済大学職員就業規則(平成23年度規程第24号)及び公立大学法人高崎経済大学職員懲戒規程(平成23年度規程第32号)に基づく懲戒処分等の適切な手続きを講ずるものとする。
- 4 学長は、前条の報告に基づき、不正使用が認められなかったときは、その旨を調査に関係した者に通知するとともに、必要に応じて通報者への不利益発生を防止するための措置を講じるものとする。

(再調査の指示)

第12条 学長は、第10条第1項の報告に基づき、さらに十分な調査が必要である と認められるときは、委員会に対して再調査を指示することができる。

(調査結果の公表)

- 第13条 学長は、不正使用が認められたときは、速やかに調査結果を公表するものとする。公表する内容は、次の各号に掲げる事項とする。
  - (1) 不正使用に関与した対象研究者等の所属及び職名

- (2) 不正使用の内容
- (3) 本学が調査結果の公表時までに行った措置の内容
- (4) 委員会委員長の氏名及び所属
- (5)調査の方法及び手順
- 2 学長は、不正使用が認められなかったときは、調査結果を公表しないものとする。 (通報者及び被通報者の保護)
- 第14条 通報者について、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない。
- 2 被通報者について、相当な理由なしに、単に通報されたことのみをもって、研究活動を全面的に禁止するなどの過度な措置や不利益な取扱いを行ってはならない。 (悪意による通報への対応)
- 第15条 悪意に基づく通報を防止するため、調査の結果、当該通報が悪意によるものと認められた場合、学長は、通報者の氏名の公表や懲戒処分又は刑事告発を行う場合があることを学内外に周知するものとする。

(義務等)

- 第16条 この規程の定める手続きに関与する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1)公平、公正な立場で任務を行わなければならない。
  - (2) 任務において知り得た事項を他に漏らしてはならない。
  - (3) 通報者及び対象研究者等、又は調査に協力した関係者のプライバシー等に配慮し行動しなければならない。
  - (4) 調査が自ら関係するものであった場合には、その通報の処理、調査等に関与してはならない。

(庶務)

第17条 通報窓口及び委員会の庶務は、研究グループ研究支援チームにおいて処理 する。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は教育研究審議会に諮り、理事会の議を経て理事長が別に定める。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、教育研究審議会に諮り、理事会の議を経て理事長が行う。

附則

この規程は、平成23年12月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成25年3月13日第106号) この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月8日第6号) この改正は、平成27年8月1日から施行する。

附 則(平成28年7月6日第6号) この改正は、平成28年7月6日から施行する。